

災害対策関連施策について

平成24年6月

総務省中国総合通信局

目 次

- 1 防災行政無線の整備及びデジタル化
- 2 臨時災害FM放送局の免許
- 3 エリア放送
- 4 災害対策用移動電源車の貸与
- 5 災害対策用移動通信機器の貸与
- 6 公共情報コモンズ
- 7 災害時における携帯電話基地局の海上利用について
- 8 多様な災害情報流通手段の導入等
- 9 災害用伝言サービス
- 10 災害・避難情報の一斉配信サービスを行う地方公共団体
- 11 災害協定について

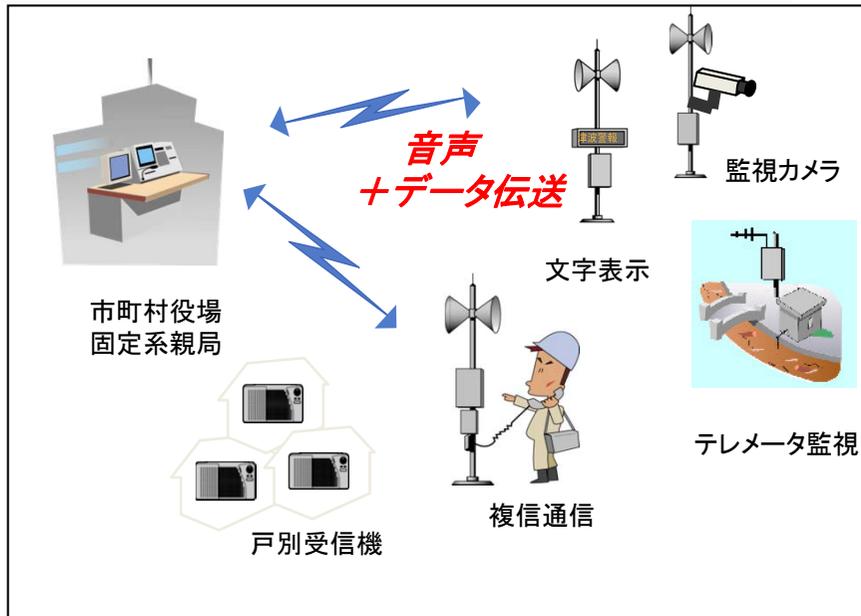
1 防災行政無線の整備及びデジタル化

防災行政無線の情報は、東日本大震災の情報通信の在り方の調査結果によると、被災者の意識を避難行動へと切り替える(初動を促す)重要な役割との認識が示され、その重要性が指摘されています。
 また、防災行政無線には、住民に直接情報を伝達する同報系と情報収集・伝達に使用する移動系がありますが、デジタル化によりデータ通信など、より高度な利用方法が可能となっています。

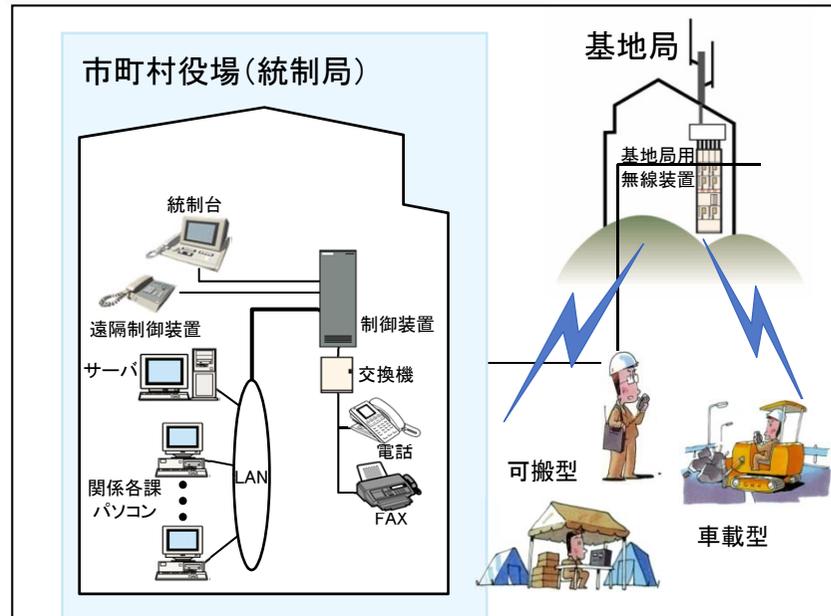
災害が発生した場合、地方公共団体では、災害の規模、災害現場の位置や状況を把握し、いち早く正確な災害情報を地域住民などに伝達する必要があることから、防災行政無線が構築されています。以下の表は、中国管内における設置状況です。(平成24年3月末現在)

	市町村数	同報系設置	移動系設置	同報・移動系併設置	同報系又は移動系導入の整備率(%)
市町村防災行政無線	107	91	96	84	96.3
(再掲)デジタル化		32	6	5	30.8

固定系(住民に対して情報伝達するシステム)イメージ



移動系(市町村内で情報収集するシステム)イメージ



※ 詳細は、無線通信部陸上課 (tel:082-222-3368) まで

2 臨時災害FM放送局の免許

地震、豪雪、洪水等の災害発生時において、住民に対して必要な情報を正確かつ迅速に提供するため、速やかに臨時災害FM放送局を開局できるよう、「臨機の措置」によるFM放送局の免許制度を整えています。

これは、地震等により甚大な被害に遭われた市町村からの申請により、遭難情報、道路状況、交通情報、停電情報等の生活関連情報を提供する臨時災害FM放送局に対して、「臨機の措置」(口頭による申請・免許)を講ずるものです。

東日本大震災における臨時災害FM放送局の一例

免許日	県	免許人	周波数 (MHz)	空中線 電力 (W)	呼出名称等
平成23年3月11日 (平成23年4月3日廃止)	岩手県	花巻市	78.7	100 100 20	はなまきさいがいエフエム JOYZ2O-FM
平成23年3月12日 (平成23年3月29日廃止)	岩手県	奥州市	77.8	150	おうしゅうさいがいエフエム JOYZ2N-FM
平成23年3月15日 (平成23年5月14日廃止)	宮城県	大崎市	79.4	50	おおさきさいがいエフエム JOYZ2P-FM
平成23年3月16日	宮城県	石巻市	76.4	100	いしのまきさいがいエフエム JOYZ2S-FM
平成23年3月16日	宮城県	登米市	76.7	100	とめさいがいエフエム JOYZ2Q-FM
平成23年3月16日 (平成23年3月25日休止) (平成24年2月29日廃止)	福島県	福島市	76.2	100	ふくしまさいがいエフエム JOYZ2R-FM
平成23年3月18日	宮城県	塩竈市	78.1	100	しおがまさいがいエフエム JOYZ2T-FM

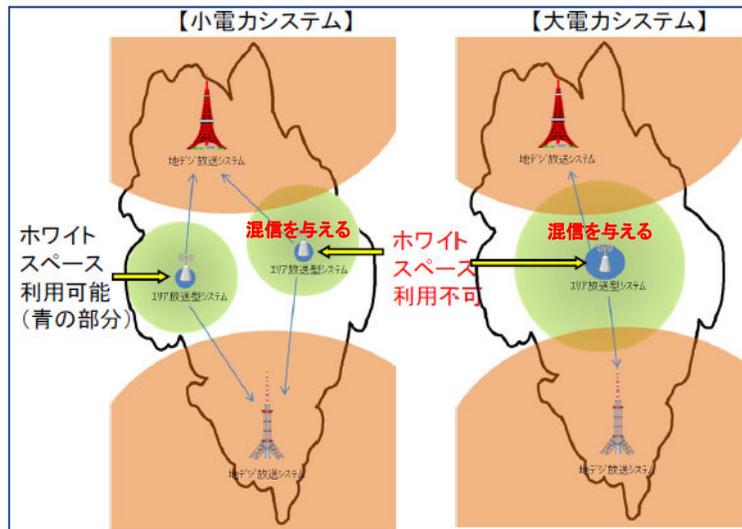
※ 詳細は、放送部放送課 (tel:082-222-3385) まで

3 エリア放送

地上デジタル放送に割り当てられたUHF帯のホワイトスペースを使用して、ワンセグ携帯等の地上デジタルテレビ放送受信機に向けた、エリア限定の放送サービスを行なうことが、本年4月から可能となっています。

- ・ スタジアム、公園、施設の中、商店街等の小規模のエリアを対象
- ・ 恒久的な放送のほか、臨時に行う放送も可能
- ・ 災害情報、行政情報、地域交通情報等の情報提供が可能
- ・ 地方自治体も免許人になることが可能

ホワイトスペースのイメージ



エリア放送のイメージ

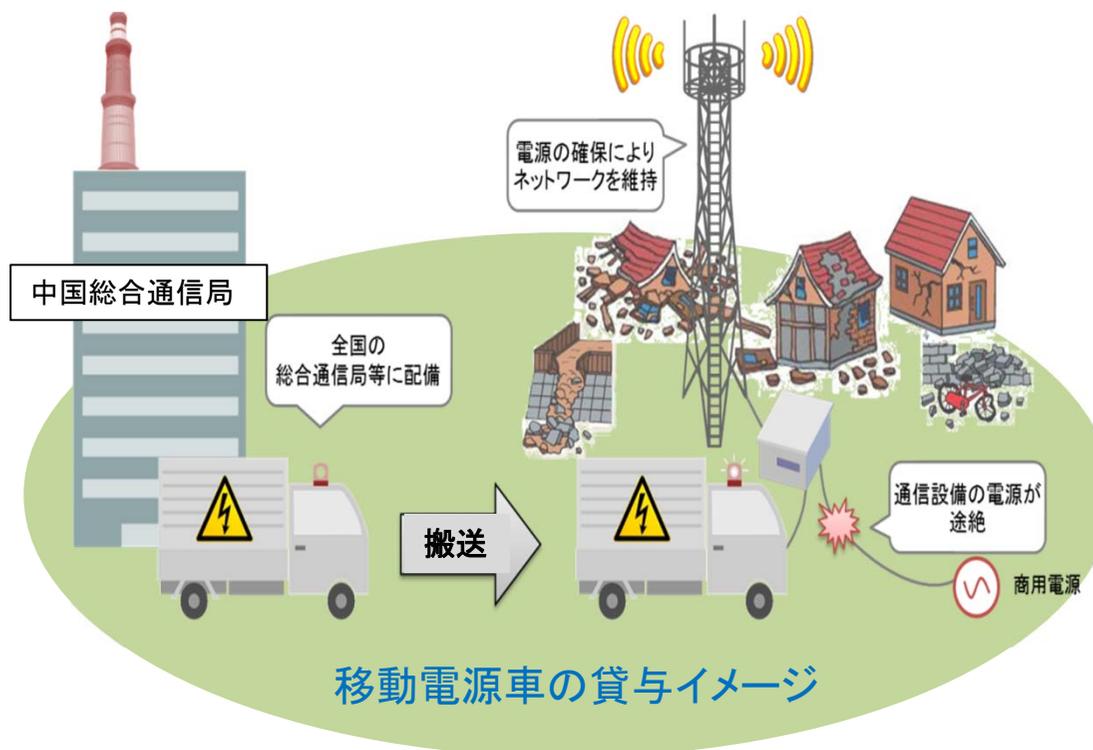


※ 詳細は、放送部放送課 (tel:082-222-3380) まで

4 災害対策用移動電源車の貸与

地震、豪雪、洪水等の災害発生時において、地方公共団体や民間事業者からの要請により、災害対策用移動電源車を貸与する体制を整備しています。

これは、災害発生時に電気通信・放送設備の電力供給が途絶し、情報伝達に係る重要な情報通信ネットワークの維持に支障が生じた場合などは、中国総合通信局(必要に応じて他の総合通信局)から移動電源車を貸与し、重要な情報通信ネットワークの維持を図ることとしています。



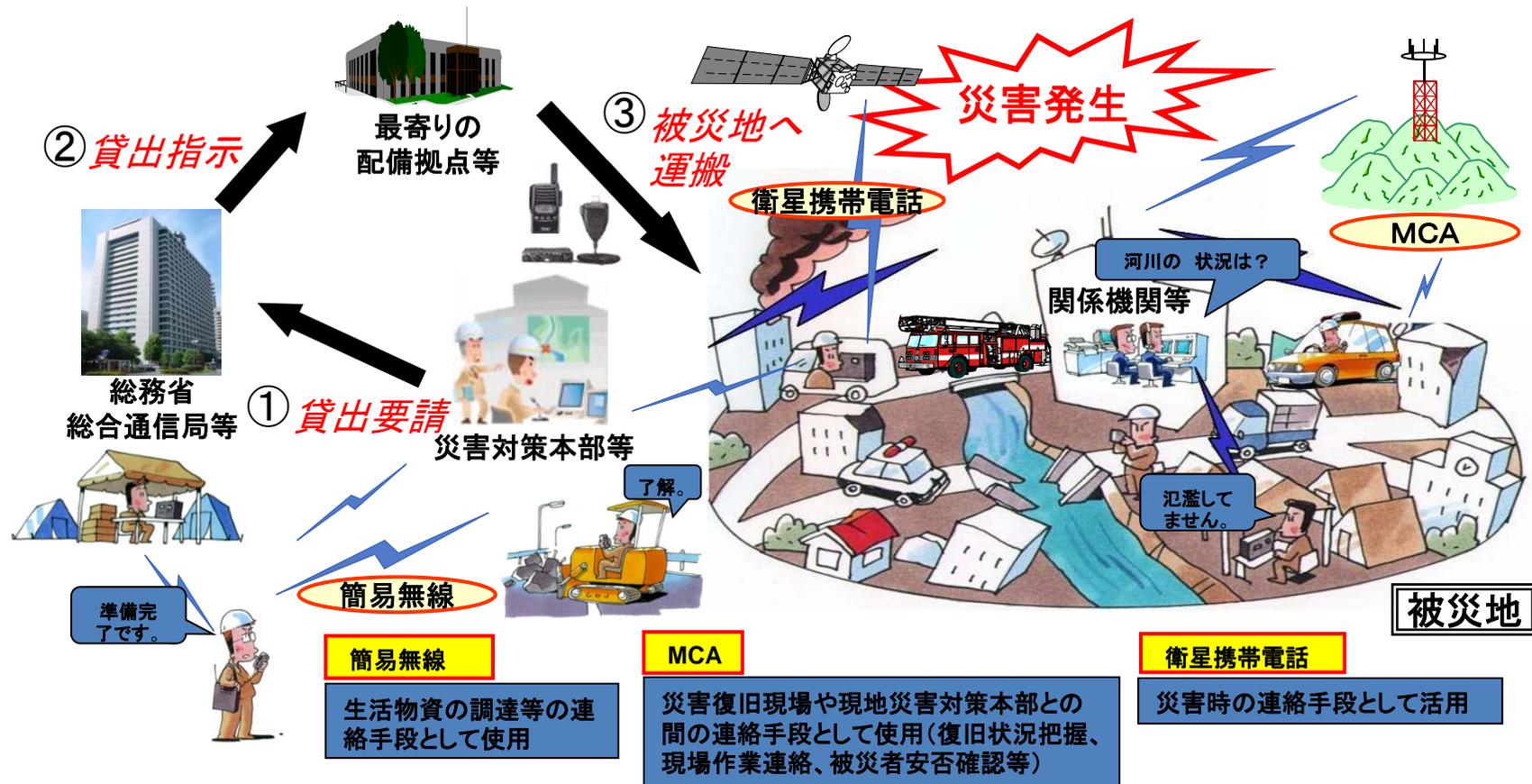
※ 詳細は、総務部総務課 (tel:082-222-3302) まで

5 災害対策用移動通信機器の貸与

総務省では、災害発生の際、被災自治体等の要請を受けて、全国にある配備拠点から、速やかに無線機器を貸し出す体制を構築しています。

貸出し可能な災害対策用移動通信機器は、簡易無線局、MCA無線、衛星携帯電話の3種類で、約1,300台を準備しています。詳しくは、非常通信確保のためのガイド・マニュアルか下記までご連絡ください。

(非常通信確保のためのガイド・マニュアル <http://www.tele.soumu.go.jp/j/sys/hijyo/manual/manual/index.htm>)

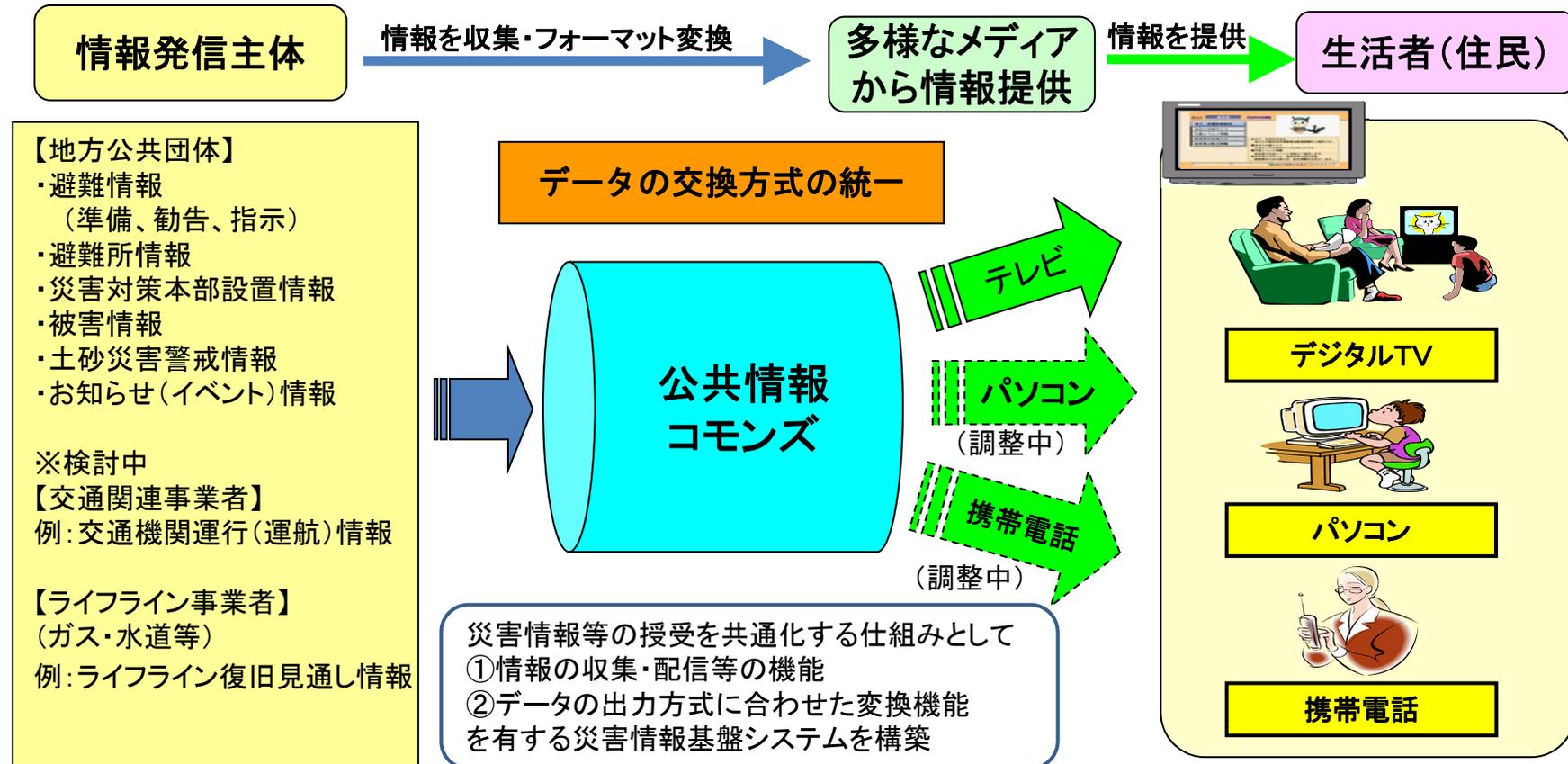


※ 詳細は、無線通信部陸上課 (tel:082-222-3367) まで

6 公共情報コモンズ

災害時には、住民への情報通信手段の多様化が必要であることから、発信者の手間の簡略化が可能で、受信者は一元的に情報入手でき、かつ、住民が多様なメディアを介して情報の確保が可能となる公共情報コモンズの導入を推進します。

「公共情報コモンズ」とは、ICTを活用して、災害時の避難勧告・指示など地域の安心・安全に関するきめ細かな情報の配信を簡素化・一括化し、テレビ、ラジオなどの様々なメディアを通じて、地域住民に迅速かつ効率的に提供することを実現するもの。(公共情報コモンズは、(一財)マルチメディア振興センターが運営。)

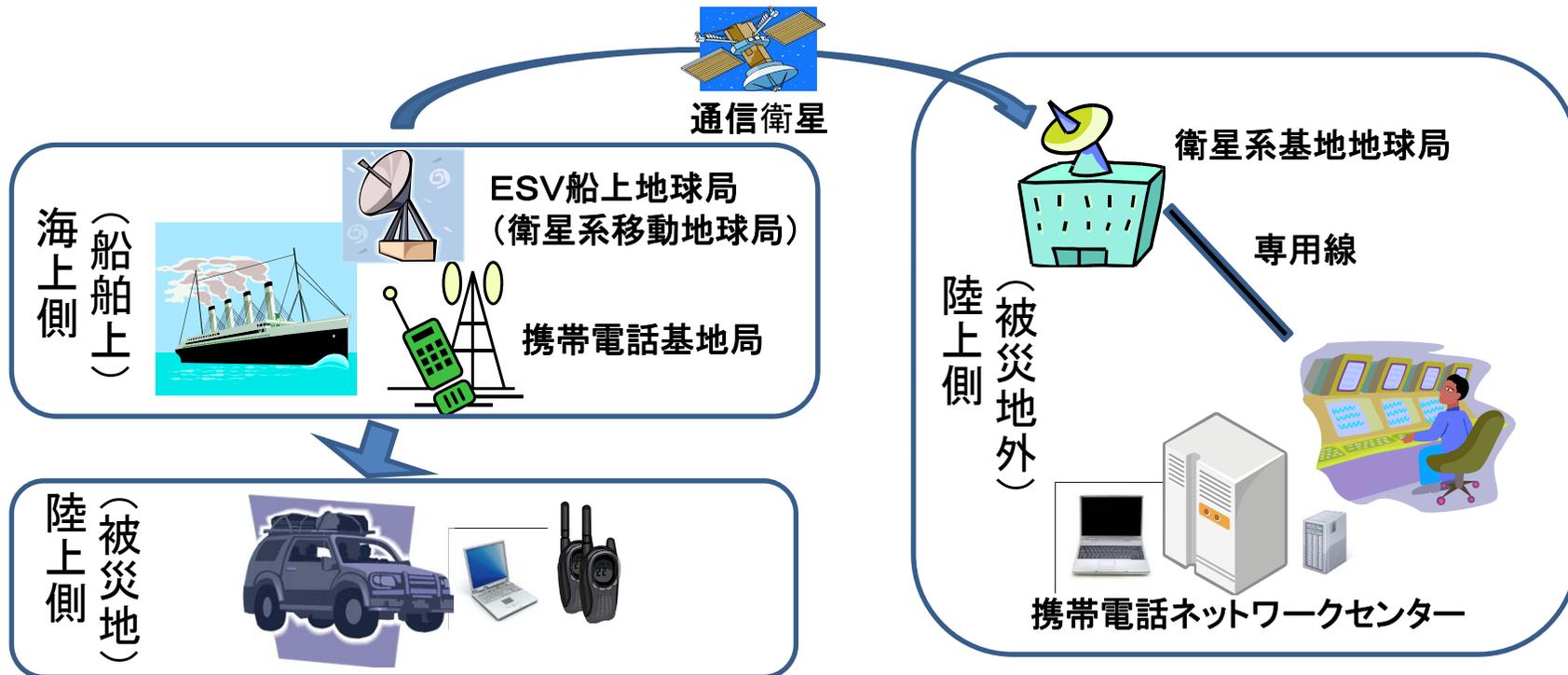


※ 詳細は、情報通信部情報通信振興課 (tel:082-222-3323) まで

7 災害時における携帯電話基地局の海上利用について

地震、豪雪、洪水等の災害発生時において、携帯電話基地局を海上(船舶上)に設置することにより、携帯電話を利用可能とするための検討を行います。

これは、災害発生時に陸上の携帯電話基地局が被災し、携帯電話が利用できなくなった場合に、海上(船舶上)に基地局を設置することにより、被災地においても携帯電話サービスが継続的に利用できるよう検討するものです。
なお、本検討会は、本年6月頃から開始する予定です。



※ 詳細は、無線通信部企画調整課 (tel:082-222-3355) まで

8 多様な災害情報流通手段の導入等

大規模災害が発生した場合、災害対応として整備している情報通信システムまでもが被災し、災害情報の流通手段が確保できない場合が想定されます。

そのため、多様な災害情報流通手段の導入や、情報流通関係機関の連携を図る体制づくりをしておくなど、普段から災害発生時に備えておくことが重要です。

2011年12月中国総合通信局において、「中国地域における大災害発生時の情報流通の確保に関する検討会」報告書を取りまとめました。これは、東日本大震災においては、広範囲にわたり情報伝達の遅延、通信の輻輳や途絶などの状態が生じたことを踏まえて、中国地域における大災害発生時における情報流通上の主要な課題や、考えられる解決策について、関係者の方々からご意見をいただき取りまとめたものです。 <http://www.soumu.go.jp/soutsu/chugoku/data/chosa/2011/kentou2011-1.html>

対応策	一斉通報メール			エリアメール（一斉配信）			他の公的機関の通信網									
	一斉通報メール	ニュース速報	自動起動端末（テレビ・ラジオ等）	衛星携帯電話	MCA無線	簡易無線	アマチュア無線	ポータルサイト	インターネットの活用	デジタル・サイネージ	災害放送局（インターネット配信）	ラジオ、コミュニティFM（臨時災害放送局）	コミュニティFM・臨時災害放送局	ケーブルテレビ	ワンセグ・エリアワンセグ	データ放送
II-1 大規模災害発生前における対応策																
①屋外の住民等への情報伝達			カ								キ					
②具体的避難行動等の詳細な情報伝達			エ													
③深夜帯等の情報伝達	イ		ア													
II-2 大規模災害発生時・直後における対応策																
①想定した情報伝達手段が機能しない場合	オ															カ
②避難所への避難等被災者への情報伝達				イ												エ
③被災地内における公衆通信による情報流通			ア							イ						
II-3 復旧・支援期における対応策																
①きめ細かな生活関連情報の提供																ア
②支援ニーズの被災地内外の支援団体（NPO等）への情報伝達																
③在宅被災者の支援ニーズの把握、在宅被災者への支援情報の伝達																ウ
分類	新たな費用負担、情報発信者、情報伝達者等関係者間での調整の要否			新たな費用負担や関係者間での調整は特段、不要。			機器取得やサービス導入に際し、予算措置が必要。関係者間での調整は、特段、不要。			情報発信者と情報伝達者との調整が必要。発生する費用の負担について、調整することが必要な場合がある。						
対応策の取り組み時期	短期的な取り組みが可能			短期的な取り組みが可能			中長期的な取り組み									

※ 詳細は、情報通信部情報通信振興課（tel:082-222-3322）まで

9 災害用伝言サービス

地震、豪雪、洪水等の災害発生時において必要な通信を円滑に確保するため、電気通信事業者と協力して災害用伝言サービスの取り組みを実施しています。

災害発生時には通信が混み合って電話がつながりにくくなります。電気通信事業者各社では、こうした通信の混雑の影響を避けながら、家族や知人との間での安否の確認や避難場所の連絡等をスムーズに行うため、「災害用伝言サービス」を提供しています。

災害用伝言サービスには、171番に電話をかける「災害用伝言ダイヤル(171)」、携帯電話のネット接続機能を使った「災害用伝言板」、インターネットを使用する「災害用ブロードバンド伝言板(web171)」があります。

このサービスは大規模災害時に提供されるものですが、多くの方に利用していただくために電気通信事業者各社では、「毎月1日、15日」、「正月三が日(1月1日～3日)」、「防災とボランティア週間(1月15日～21日)」、「防災週間(8月30日～9月5日)」に体験利用日を設けており、体験することができます。

災害用
伝言ダイヤル
(171)



被災地の方が「171」をダイヤルすると、自宅の固定電話番号宛に伝言を録音することができ、全国から再生できます。

災害用
伝言板



携帯電話・PHSのインターネット接続機能を使い、被災地の方が伝言を文字で登録、携帯電話・PHS番号をもとに全国の携帯電話・PHS・PCから伝言を確認できます。

災害用
ブロードバンド
伝言板
(web171)



パソコンからインターネットを使って、さまざまな伝言を登録、確認できます。文字による登録のほか、静止画、動画、音声での登録も可能。

※ 詳細は、情報通信部電気通信事業課 (tel:082-222-3395) まで

10 災害・避難情報の一斉配信サービスを行う地方公共団体

地震、豪雪、洪水等の災害発生時において必要な災害・避難情報を配信するため、地方公共団体は、携帯電話会社が提供する一斉配信サービスを活用しています。

これは、携帯電話会社の携帯電話向けの「緊急地震速報」配信と同様、回線混雑の影響を受けずに一斉に情報配信できる仕組みを利用して、地方公共団体が発表する災害・避難情報を限定した範囲に配信します。

この配信により、地域の災害の発生状況や具体的な避難場所を知ることができます。

県名	一斉配信を実施している地方公共団体 (平成24年4月現在)
鳥取県	鳥取県、鳥取市、米子市、倉吉市、境港市、岩美町、若桜町、智頭町、八頭町、三朝町、琴浦町、北栄町、日吉津村、大山町、南部町、日南町、日野町、江府町
島根県	松江市、浜田市、出雲市、益田市、大田市、安来市、江津市、雲南市、川本町、邑南町
岡山県	岡山市、倉敷市、津山市、玉野市、笠岡市、井原市、総社市、高梁市、新見市、備前市、瀬戸内市、真庭市、美作市、浅口市、早島町、矢掛町、新庄村、鏡野町、勝央町
広島県	広島市、呉市、竹原市、三原市、尾道市、福山市、府中市、三次市、庄原市、大竹市、東広島市、廿日市市、安芸高田市、江田島市、府中町、海田町、熊野町、大崎上島町、神石高原町
山口県	下関市、宇部市、山口市、萩市、防府市、下松市、岩国市、光市、長門市、柳井市、美祢市、周南市、周防大島町、和木町、上関町、田布施町、平生町

※出典：NTTドコモホームページ、KDDI(au)ホームページ、ソフトバンクホームページ

※地方公共団体の都合により掲載していない場合があります。

※携帯電話会社ごとの配信を行う地方公共団体については、各社のホームページをご覧ください。

※対応機種は各社のホームページをご覧ください。

※中国管内では下関市がH23.6.1初めて開始。

※ 詳細は、情報通信部電気通信事業課（tel:082-222-3395）まで

11 災害協定について

市町村においては、災害対策基本法に基づく地域防災計画の作成にあたり、被災地における災害状況等についての放送の協力要請を行うため、放送事業者との間で災害協定等が締結されてます。

「地域防災計画における地震・津波対策の充実・強化に関する検討会報告書」(消防庁防災課)によれば、J-ALERTの活用とともに、防災行政無線、コミュニティFM、緊急速報メール(エリアメール等)、衛星電話など多様な伝達手段の確保と住民への確実な伝達を推進することが重要と指摘されています。

中国管内において、コミュニティ放送やケーブルテレビが、地域防災計画に基づき災害放送を実施するため、市町村と災害協定の締結を行っている状況は、以下のとおりです。

【 災害協定を市町村と締結している事業者数 】 (平成24年4月現在)

県名	コミュニティ放送事業者			ケーブルテレビ事業者		
	協定締結	未締結	計	協定締結	未締結	計
鳥取県	2		2	3	1	4
島根県	1		1	4	1	5
岡山県	5		5	7	3	10
広島県	4	2	6	2	6	8
山口県	7		7	2	5	7
合計	19	2	21	18	16	34

※協定締結のケーブルテレビ事業者数には、申し合わせのものも含む。

※ 詳細は、放送部放送課(コミュニティ放送 tel:082-222-3385)、
放送部有線放送課(ケーブルテレビ tel:082-222-3387) まで